

千葉県報

定例
令和6年1月19日

主要目次

告示	地方自治法に基づく指定管理者の指定（二件）	一
告示	知事指定薬物の指定	一
告示	地方自治法に基づく指定管理者の指定（二十一件）	一
企業局告示	地方自治法に基づく指定管理者の指定	一
公告	環境影響評価書の送付及び縦覧	四
公告	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（五件）	五
公告	都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止	七
特定調達公告	入札公告（四件）	七
公告	落札者等の公告	一三

告示

千葉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県西部防災センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
アクテイオ株式会社 代表取締役 役 淡野文孝	東京都目黒区東山一丁目 五番四号KDX中目黒ビル六階	令和六年四月一日から 令和十一年三月三十一日まで

千葉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県生涯大学の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
学校法人植草学園 理事長 植草和典	千葉市中央区弁天二丁目 八番九号	令和六年四月一日から 令和十一年三月三十一日まで

千葉県告示第十号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 知事指定薬物
- ニ―（エチルアミノ）―ニ―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサニ――オ
ン及びその塩類
 - N―エチル―四―ヒドロキシ―N―プロピルトリプタミン及びその塩類
 - エチル―三―ジメチル―ニ―（―ペンチル―一H―インダゾール―三―カル
ボキシアミド）ブタノアート及びその塩類
 - 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物
- 二 施行期日
令和六年一月二十日

千葉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長 本宮敏雄	千葉市中央区千葉港四番 五号	令和六年四月一日から 令和十一年三月三十一日まで

千葉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県総合スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 千葉県スポーツ協会・まちづくり公社グループ 代表者 一般財団法人千葉県まちづくり公社 理事長 櫻井和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁目三番一号	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
---	-------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県総合スポーツセンター射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 千葉県ライフル射撃協会 会長 伊藤恵一	所在地 四街道市池花二丁目一三番五号	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
-----------------------------------	-----------------------	---------------------------------

千葉県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県総合スポーツセンター東総運動場の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 一般財団法人千葉県まちづくり公社 理事長 櫻井和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁目三番一号	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
---	-------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県国際総合水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 オーエンス・セントラルグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木一雄	所在地 東京都中央区銀座四丁目一二番一五号	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
--	--------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県かずさインキュベーションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 株式会社かずさアカデミアパーク 代表取締役 後藤建二	所在地 木更津市かずさ鎌足二丁目三番地九	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
--	-------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立内浦山県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 一般財団法人千葉県観光公社 理事長 中村透	所在地 山武郡九十九里町真亀四、九〇八番地	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
-------------------------------------	--------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立清和県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名 千葉県森林組合 代表理事組合 長 本吉久雄	所在地 千葉市中央区長洲一丁目一五番七号	指定期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
-------------------------------------	-------------------------	---------------------------------

千葉県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立館山野鳥の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 一般財団法人千葉県観光公社 理事長 中村透	所在地 山武郡九十九里町真亀 四、九〇八番地	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	------------------------------	---

千葉県告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立船橋県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 千葉県森林組合連合会 代表理 事会長 酒井茂英	所在地 千葉市中央区長洲一丁目 一五番七号	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	-----------------------------	---

千葉県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立東庄県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 千葉県森林組合連合会 代表理 事会長 酒井茂英	所在地 千葉市中央区長洲一丁目 一五番七号	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	-----------------------------	---

千葉県告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立大多喜県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 株式会社わくわくカンパニー大 多喜 代表取締役 平林昇	所在地 夷隅郡大多喜町大多喜二 七〇番地一	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	-----------------------------	---

千葉県告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立富津公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 富津みどりの公園グループ 代 表者 一般財団法人千葉県まち づくり公社 理事長 櫻井和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁 目三番一号	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和九年三月三十 一日まで
--	-----------------------------	--

千葉県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立蓮沼海浜公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 千葉県レクリエーション都市開 発株式会社 代表取締役 小倉 重信	所在地 山武市蓮沼ホ三六八番地 一	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和九年三月三十 一日まで
--	-------------------------	--

千葉県告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立行田公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 藤木園緑化土木株式会社・有限 会社共栄緑化 代表者 藤木園 緑化土木株式会社 代表取締役 佐藤正幸	所在地 習志野市茜浜一丁目六番 四号	千葉県知事 熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	--------------------------	---

千葉県告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立印旛沼公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 株式会社塚原緑地研究所 代表 取締役 塚原道夫	所在地 千葉市美浜区高洲三丁目 一一番二号	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	-----------------------------	--

千葉県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立館山運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 一般財団法人千葉県まちづくり 公社 理事長 櫻井和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁 目三番一号	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
---	-----------------------------	--

千葉県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立青葉の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 青葉の森みどりの公園グループ 代表者 一般財団法人千葉県 まちづくり公社 理事長 櫻井 和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁 目三番一号	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
---	-----------------------------	--

千葉県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立北総花の丘公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 林造園土木株式会社 代表取締役	所在地 千葉市中央区都町三丁目	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か
-------------------------------	--------------------	----------------------------

役 飯嶋茂樹	二九番一号	令和十一年三月三 十一日まで
--------	-------	-------------------

千葉県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立長生の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 一般財団法人千葉県まちづくり 公社 理事長 櫻井和明	所在地 千葉市中央区富士見二丁 目三番一号	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
---	-----------------------------	--

千葉県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立手賀沼自然ふれあい緑道の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 株式会社新松戸造園 代表取締 役 松戸克浩	所在地 松戸市大橋八〇九番地	熊谷 俊人 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
--	-------------------	--

千葉県企業局告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県幕張新都心地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。
令和六年一月十九日

名称及び代表者の氏名 タイムズ・幕張メッセ地下駐車 場運営共同体 代表者 タイム ズ24株式会社 代表取締役 西川光一	所在地 東京都品川区西五反田二 丁目二〇番四号	吉野 美砂子 指定期間 令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで
---	-------------------------------	---

公 告

環境影響評価書の送付及び縦覧

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第二十五条の規定により、日曹金属化学株式会社から廃棄物焼却等施設の新設(日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業)に係る環境影響評価書の送付があった。その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、関係地域の範囲並びに関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日曹金属化学株式会社 代表取締役社長 赤川彰一 東京都中央区日本橋兜町二番七号
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力百四十一トン
 - 三 対象事業実施区域
市原市五井南海岸一二番三二
 - 四 関係地域の範囲
市原市
 - 五 関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
 - 1 縦覧場所
千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所五井支所
 - 2 縦覧期間
令和六年一月十九日から二月二日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)
 - 3 縦覧時間
午前九時から午後五時まで
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テラスモール松戸
松戸市八ヶ崎二丁目八番地一ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか
東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか
 - 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか
東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか
 - 5 変更年月日
令和五年八月一日ほか
 - 二 届出年月日
令和五年十一月二十九日
 - 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年一月十九日
- 千葉県知事 熊谷 俊人

<p>イオンタウン野田七光台 野田市七光台四番地二ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明ほか 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明ほか 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号ほか</p> <p>5 変更年月日 令和四年二月二十八日及び令和五年三月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年五月一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年一月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトS・D東金家徳店 東金市家徳字南下六一番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)クリエイトS・D東金家徳店</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クリエイトS・D東金家徳店</p> <p>5 変更年月日 令和五年八月十八日</p> <p>二 届出年月日 令和五年九月十九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年一月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトS・D富里御料店 富里市御料字葉山一、〇〇九番一四ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)クリエイトS・D富里御料店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クリエイトS・D富里御料店</p> <p>5 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年九月十九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年一月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトS・D富里御料店 富里市御料字葉山一、〇〇九番一四ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)クリエイトS・D富里御料店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クリエイトS・D富里御料店</p> <p>5 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年九月十九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに準じて政府調達に関する協定の適用を受けなければならない。

入札公告
次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年1月19日

千葉県立保健医療大学長 龍野 一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県立保健医療大学建物総合管理業務委託 一式

(2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 千葉県美浜区若葉二丁目10番1号 千葉県立保健医療大学幕張キャンパス

イ 千葉県中央区仁戸名町645番1 千葉県立保健医療大学仁戸名キャンパス

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について、同項の登録を受けている者で

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年一月十九日から五月二十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十九日から五月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テラスモール松戸

松戸市八ヶ崎二丁目八番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の駐輪場の位置及び収容台数

九二八台

4 変更後の駐輪場の位置及び収容台数

一、一一八台

5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所

6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所

7 変更年月日

令和六年七月三十日

二 届出年月日

令和五年十一月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和六年一月二十日に赤坂ふれあいセンター(成田市赤坂二丁目一番地一四 ポンビ

タ成田店アネックス館B棟二階)において開催予定の成田都市計画道路に関する千葉県都

市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、その開催を中止する。

令和六年一月十九日

<p>(日曜) 令和6年1月19日</p> <p>あること。</p> <p>(7) 清掃業務については、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) 清掃業務についてISO9001の認証を取得していること。</p> <p>(9) 電気・機械設備等保守運転管理業務については、令和2年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の電気・機械設備等保守運転管理業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(10) 仕様書に定める資格等を有する者を配置できることを証明した者であること。</p> <p>(11) 本件委託業務を確実に履行できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261-0014 千葉市美浜区若葉二丁目10番1号 千葉県立保健医療大学事務局企画運営課 電話043(296)2000</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年1月19日から2月9日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年2月28日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年2月28日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年2月29日午前10時30分 千葉県立保健医療大学事務棟2階学生相談室A</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者の</p>	<p>した入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県立保健医療大学長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に</p>
---	---

求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した委託業務を履行できると千葉県立保健医療大学長が判断した入札者であつて、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和 6 年度歳入歳出予算が令和 6 年 3 月 3 1 日までに千葉県議会で可決された場合において、同年 4 月 1 日に確定させる。

(1 0) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(1 1) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Total maintenance and operation of the Chiba Prefectural University of Health Sciences (Iset)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 28 February, 2024

(3) Contact point for the notice: Planning Management Division, Management office, Chiba Prefectural University of Health Sciences, 2-10-1 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0014 Japan TEL 043-296-2000

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 1 月 1 9 日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 資材価格特別調査委託 (臨時調査) 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 2 5 日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもつて落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約単価に予定数量を乗じて得た額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づくと入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づくと指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づくと入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。

(6) 過去 1 0 年間で (平成 2 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 1 8 日まで) において、千葉県における同種業務に係る契約を履行した実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒2 6 0 - 8 6 6 7 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県県土整備部技術管理課技術情報班 電話 0 4 3 (2 2 3) 3 5 0 3

(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和 6 年 1 月 1 9 日から 2 月 8 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 6 年 2 月 2 8 日午後 5 時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 6 年 2 月 2 8 日午後 5 時

(5) 開札の日時及び場所 令和 6 年 2 月 2 9 日午前 1 0 時 千葉県庁中庁舎 5 階県土整備部技術管理課内

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(2) 調査基準価格は、予定価格に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

<p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月8日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所</p>	<p>において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月8日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すところがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までに千葉県議会でも可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Interim Survey Commission for the Price of Materials(lset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 28 February, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Construction Management Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3503</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和6年1月19日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量</p> <p>① 印旛沼流域下水道手繰ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 3, 277, 000キロワット時</p> <p>② 印旛沼流域下水道鹿島ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1, 667,</p>
---	---

<p>000キロワット時</p> <p>③ 印旛沼流域下水道柏井ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 3, 511, 000キロワット時</p> <p>④ 印旛沼流域下水道八千代ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1, 904, 000キロワット時</p> <p>⑤ 印旛沼流域下水道物井ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1, 161, 000キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 (1) の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 佐倉市上座字上の田931番地 印旛沼流域下水道手繰ポンプ場</p> <p>② 佐倉市角来1, 736番地 印旛沼流域下水道鹿島ポンプ場</p> <p>③ 千葉市花見川区柏井町344番地の1 印旛沼流域下水道柏井ポンプ場</p> <p>④ 千葉市花見川区横戸町33番地 印旛沼流域下水道八千代ポンプ場</p> <p>⑤ 四街道市物井字小堤561番地の1 印旛沼流域下水道物井ポンプ場</p> <p>(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、各社において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を併せて記載すること(小数点以下を含むことができる。)</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p>	<p>(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 令和5年度における千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づき判定結果が「適合」である者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261-0012 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 千葉県印旛沼下水道事務所 総務用地課 電話043(279)1231</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portaPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年1月19日から2月2日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年2月29日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年2月29日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 令和6年3月1日午前10時 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p> <p>② 令和6年3月1日午前10時30分 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p> <p>③ 令和6年3月1日午前11時 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p> <p>④ 令和6年3月1日午前11時30分 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p> <p>⑤ 令和6年3月1日午後1時30分 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則(令和2年千葉県規則第34号)第120条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「例による財務規則」という。)第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 例による財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な</p>
--	---

<p>資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月2日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年2月2日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県知事が判断した入札者であつて、例による財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度流域下水道事業会計予算が令和6年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Electricity to be consumed at Inbanuma Regional Sewerage System Taguri Pumping Station; Estimated consumption of electric power 3,277,000kWh/year</p> <p>② Electricity to be consumed at Inbanuma Regional Sewerage System Kashima Pumping Station; Estimated consumption of electric power 1,667,000kWh/year</p> <p>③ Electricity to be consumed at Inbanuma Regional Sewerage System Kashiwai Pumping Station; Estimated consumption of electric power 3,511,000kWh/year</p> <p>④ Electricity to be consumed at Inbanuma Regional Sewerage System Yachiyo Pumping Station; Estimated consumption of electric power 1,904,000kWh/year</p> <p>⑤ Electricity to be consumed at Inbanuma Regional Sewerage System Monoi</p>	<p>Pumping Station; Estimated consumption of electric power 1,161,000kWh/year</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 29 February, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Inbanuma Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 8-24-1 Isobe, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0012 Japan TEL 043-279-1231</p> <hr/> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和6年1月19日</p> <p>千葉県江戸川下水道事務所長 竹村圭介</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 4,426,815キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 市川市国府台三丁目17番 江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、各社において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を併せて記載すること(小数点以下を含むことができる。)</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p>
--	--

<p>(6) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 令和 5 年度における千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果が「適合」である者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒272-0137 市川市福栄四丁目 32 番 2 号 千葉県江戸川下水道事務所総務用地課 電話 047 (397) 6330</p> <p>(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和 6 年 1 月 19 日から 2 月 2 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 6 年 2 月 29 日午後 5 時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 6 年 2 月 29 日午後 5 時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和 6 年 3 月 1 日午前 10 時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則 (令和 2 年千葉県規則第 34 号) 第 120 条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則 (昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2。以下「例による財務規則」という。) 第 107 条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 例による財務規則第 99 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県江戸川下水道事務所長から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p>	<p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県江戸川下水道事務所長が判断した入札者であつて、例による財務規則第 109 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和 6 年度流域下水道事業会計予算が令和 6 年 3 月 31 日までに千葉県議会で可決された場合において、同年 4 月 1 日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Edogawa Regional Sewerage System Ichikawa Pumping Station; Estimated consumption of electric power 4,426,815kWh/year</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 29 February, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Edogawa Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 4-32-2 Hukuei, Ichikawa-shi, Chiba Prefecture, 272-0137 Japan TEL 047-397-6330</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和 6 年 1 月 19 日</p> <p>千葉県企業局長 吉野 美砂子</p> <p>[掲載順序]</p>
---	---

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①佐倉浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2, 500トン ②千葉県企業局管理部 経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年11月10日 ④太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号 ⑤1トン当たり14, 300円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年9月29日

その2

①人見浄水場発生土処分業務委託 予定数量 4, 400トン ②千葉県企業局管理部 経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年11月10日 ④丸源起業株式会社 山武郡横芝光町曾根合77番地 ⑤1トン当たり17, 600円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年9月29日

購読料 本号 一部

四二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八